

## 「第三次宮崎県生活排水対策総合基本計画（素案）」に対する意見募集の結果について

「第三次宮崎県生活排水対策総合基本計画（素案）」について、令和2年12月28日（月曜日）から令和3年1月27日（水曜日）までの間、パブリックコメントを実施した結果、2名の方から2件の御意見をいただいた。御意見の要旨及びそれに対する県の考え方については、以下のとおり。

番号	該当ページ	該当箇所・項目等	御意見の要旨	県の考え方
1	17, 36	浄化槽の法定検査について	<p>浄化槽の法定検査（11条検査）受検率を令和12年度までに現行の55.6%から75.0%に引き上げるとのことだが、具体的な方策は指導・情報提供・啓発活動・一括契約しかないのか。これのみでは目標達成は厳しいと感じる。他にも法定検査の指定検査機関を現行の1業者から複数の業者に増やす方法があると考え。過剰な価格競争が懸念されるのであれば、県が価格を統一すれば良いと考える。また、法定検査の際、現行では指定検査機関の浄化槽検査員がわざわざ浄化槽まで出向いて行っているが、大変効率が悪い。徳島県のように浄化槽管理士特別認定制度を設けて浄化槽保守点検業者に現地での検査及び採水を行なわせれば効率的であるうえに温暖化ガスの排出量も削減することが可能である。</p> <p>以上ご検討のほどお願いしたい。</p>	<p>法定検査受検率向上のための取組につきましては、これまでの取組に加え、令和3年度からは、浄化槽設置者を個別に訪問して受検契約手続きをサポートする等の事業に取り組むことを検討しており、受検率75.0%に向け、今後とも粘り強く取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>指定検査機関の複数化につきましては、指定の申請の相談があった場合、浄化槽法等に定められた検査業務を適正かつ確実に実施するための様々な要件により、指定の可否を判断することになります。</p> <p>御提案のありました徳島県の取組事例につきましては、今後、研究してまいりたいと考えております。</p>
2	17	持続可能で効果的な運営管理の目標について （浄化槽の法定検査受検率）	<p>公共下水道や農業集落排水施設等の集合施設では市町村の枠を超えた「広域化・共同化」が示されているが、浄化槽では法定検査の受検率向上についての具体的な取り組みが数字目標のみで、ほとんど示されていない。更に踏み込んだ具体例を示すべきでないか。</p> <p>例) 11条検査結果を地域別に開示して、適正管理を促す等</p>	<p>法定検査受検率向上のための取組としては、数値目標のほかの内容については、36ページの「第5章2（4）浄化槽の適正な維持管理の促進」に記載しておりますが、更に具体的な啓発事例として、10月を「浄化槽適正管理推進月間」として県独自に設定し啓発活動を実施しておりますので、このことを追記します。</p> <p>また、御提案いただいた具体的な取組例の11条検査結果の地域別の開示につきましては、計画には掲載しませんが、今後、現在公表している市町村別生活排水処理率と合わせて、市町村別の法定検査受検率について公表する予定としております。</p>